

集の類、大抵この「下學集」と同様である。

これらに依ると、勿體の勿は無の義で、體は本體、正體、更に言えば本道、本筋と云うことで、本體、正體を失い、又は本道、本筋を踏み誤つていと云うことが勿體と云うことである。

然るに更に勿體ないと無の語を用いるは事の正理の失つた誤つた用い方であると云うのであるが、之はないに「無」の字を當てるから不可ないので、之を單にきたない(穢)、果敢ないなどと同様、形容詞の語尾と見れば別に問題はないのである。

ところが、こゝに勿は無ではなくて物の意であつて、勿は物の略字であり、古くは勿體、物體共に吳音で同意に用いられたと指摘したものは了阿の「俚言集覽」(愚案、勿體は物體の省字なり、勿は無の義なれども此にては其儀にあらず)あたりから始つて、近來の辭書は殆どこの方に依り、「もつたいたい」は物體ないで、この場合ないは打消の意味をもつ形容詞の語尾で、物體無いはもの體なしと云ふことになる。

この意味で見るとき始めて、淨瑠璃や西鶴などに出て來る勿體ぶるとか、勿體つけるなどの言葉も容易に解釋がつくのである。

國姓爺「さすが五常甘輝と名に負うその物體、」

博多小女郎「差配らしげに勿體顔、」

一代女「少し勿體もつけむつかしく見せて、」等。

以上、「もつたいたい」に二つの解釋があるが、之は結局に於て同じ意味になつて、何れも本體から離れ、本道、本筋を踏み外していると云うことである。

偕て、語の本義は一應そう云うこととして、それではこの語

はいかなる意味合で用いられているかと云うに、之はどこまでも自覺に立つて用いるのであつて、謂わば自覺的用語である。

われわれが日々己の所作を省みて、その一つ一つが果して本體に副うているかどうか、本道を踏み外していないかを反省して、そこに己れの至りなきに氣付くならば、勿體ないと反省するのである。

この反省は次に、

(一) 正道を照す神佛等、所謂權威に對して畏れ敬う、心となるのである。

そして、正理に反き、正道を踏み外しがちな自分でありながら、しかも照され、ゆるされていると云う所謂、

(二) ありがたい、辱いと云う感謝の心ともなるのであつて、この(二)などが一般に廣く用いられた心ばえであると思ふ。

之はあたかも、蓮如上人で云えば、常にお冥見を畏れ、お冥加に慚じて佛恩を感謝すると云うことなのである。

ところが之が、

(三) 物を惜しむ意、例えば「あんな仕事しか出來男いなにあればだけの月給を拂うのは全く勿體ないものだ」など用いるは極めて近代の事である。

藏經中に 大乘律典籍の批判研究
於ける

西 本 龍 山

譏嫌性重等護無偏混ニ跡慶聞一眞菩薩也

(止觀輔行四・二・三二右初)

と

は、天台第六祖荆溪尊者の言葉である。遮・性・重・輕の諸戒を等しく護持して、性・重の一方に偏ることなく、いかなる上位の菩薩なりとも、聲聞形相を显现するのが、それが眞菩薩なりとの意である。従來は聲聞形相の外に別に菩薩形相ありと考えられ來つたが、此の指示によりて従來の誤れる考えを改むべきである。その誤謬の根源は傳教大師に存するものである。

藏經中に於ける大乘律典籍として三十部四十九卷を列ねてある。此等の典籍は四分律・十誦律等の小乘律藏に對立するものとして考えられ來つた。然し此等の律典は是を三分することが出来る。一は龍樹系大乘戒觀を、二は無著系大乘戒觀を、三はこれら兩系大乘戒觀に攝入し得ざるもの、それは梵網・瓔珞の二經のみである。即ち龍樹・無著の兩系大乘戒觀は小乘律の根柢に立ち、三は小乘律を排斥せる大乘戒觀である。従つて、龍樹・無著の大乘戒觀に相應せず、釋尊以來の傳承に相違せるものである。よつて梵網・瓔珞の二經は似經・似律と推斷し得るものである。

大乘律典籍三十部の一々内容を詳かにする餘白を持たない。

佛藏經三卷(譯)、清淨毗尼方廣經一卷(譯)、佛說文殊師利淨律

經一卷(總論)等は龍樹系大乘戒觀を示す。菩薩善戒經九卷(求那跋)、

優婆塞戒經七卷(曇無)、菩薩戒本一卷(曇無譯、地持本)、優婆塞五

戒威儀經一卷(求那跋)、菩薩戒本一卷(玄奘譯、四)等は無著系大乘

戒觀を示す。

龍樹系大乘戒觀とは空觀に基づくものである。聲聞の人の持戒精進は即ち是れ菩薩の破戒懶惰なり(寂調音所問經、列)とある

如きは、空觀平等清淨の尸羅波羅蜜ならざるを貶斥せる言葉である。即ち聲聞の尸羅(十善分)と菩薩の尸羅波羅蜜(十善不分)との相違を示せるものである。龍樹は聲聞心持戒を批判してはを

るが、聲聞行相即ち沙門行相を排斥せるものではない。のみならず、龍樹は小乘律と貶稱せらるる僧制を嚴守したのである。嚴守したが固執したのでは無い。龍樹は僧制に順據しつつ僧制波羅蜜を行じたのである。この領解を缺いたのが傳教大師であり、現在の日本佛教學徒また傳教大師の亞流となつてゐる。

無著系大乘戒觀とは瑜伽論所明の三聚淨戒に基づくものである。菩薩三聚淨戒中の攝律儀戒は聲聞の律儀に全同する。攝善法戒と攝衆生戒とは無著菩薩の創設する所で、その四重四十三輕戒は攝善・攝生の二戒の中に攝せらるる。

龍樹・無著の大乘戒觀建立に於ては、梵網・瓔珞二經の興立を必要としなかつた。瓔珞僞經の推定は佐藤哲英氏によりて、梵網僞經の推定は松本・望月兩博士によりて提唱せられてゐる。支那・日本の學僧は盧舍那佛心地戒本として、一切諸戒の根源として梵網經を尊崇し依用して來たが、聲聞小乘の戒の根柢に立ちつつ大乘菩薩戒として尊崇し來れるものである。鑑眞和上將來の戒を聲聞小乘の戒として是を棄捨し、梵網一經によりて大乘圓頓の戒なるを主唱した傳教大師の戒觀は極めて不牢固のものである。日本佛教の名譽とは成らぬのである。